

千赤福第514号
平成26年8月15日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

千早赤阪村長 松本 昌親

2014年度自治体キャラバン行動・要望書について（回答）

平成26年6月3日付けで要望をいただきました事項につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にあります。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきです。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望します。

【回答】

移管事務や業務の増加、複雑・多様化などが進むなか、職員を適材適所に配属すると共に、定員管理計画により新規職員を採用しています。

また、各種の研修等により職員個人のスキルアップに努めております。

2. 国民健康保険・医療について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免（こどもの均等割は0にするなど）、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフな

ど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。) なお、生活保護基準引き下げによる保険料減免と利用料減免での影響について具体的にお答えください。

【回答】

一般会計からの独自繰入については、本来の特別会計の主旨に沿わない事から現在のところ考えておりません。また、保険料の引き下げについては、平成19年度に10%の引き下げを実施しました。今後共同事業の制度改正が予定されていることや、医療費の増加により財政状況が大きく変動することが予測されますので、引き下げについては考えておりません。保険料の減免については、千早赤阪村国民健康保険条例第27条に規定されております。一部負担金の減免については、千早赤阪村国民健康保険条例施行規則第33条に規定されていますが、今後、近隣市町の状況も勘案の上検討していきたいと考えています。生活保護基準の引下げによる保険料の減免についての影響は、現在減免世帯はございません。今後申請する世帯については生活保護基準引き下げにより影響はあるものと考えます。

- ② 「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件(広島高裁松江支部)判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

【回答】

国民健康保険法施行令第1条を順守し、保険証の返還を求めている。資格証明書については、現在のところ発行しておりません。短期保険証の交付については、3ヶ月更新を引き続き行います。高校生以下の子どもに対しては、12ヶ月の通常証を交付しております。国民健康保険では財産の差し押さえ実績は無く分納で対応しています。地方税法第15条及び国税徴収法第153条を順守し、滞納処分の停止を行なっています。また生活保護受給者についても同様です。

- ③ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

【回答】

国や大阪府からの通知等については、担当者はもちろんのこと、当村のような

少ない職員数では、担当以外の職員も窓口対応を行うため、課全体で共有し認識できるよう努めています。

- ④ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。

【回答】

国民健康保険料の滞納世帯については、督促や短期証の交付時に納付相談を行っており、その相談内容によっては、生活保護担当課等と連携し対応しています。また滞納処分の停止についても随時生活保護担当課と連携し対応しています。

- ⑤ 国民健康保険運営協議会は住民参加・住民代表の公募・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録を作成しホームページで公開とすること。

【回答】

国保運営協議会の委員は、現在も被保険者代表として住民の方に委員委嘱をしています。協議会の会議公開と資料提供、傍聴及び議事録等の資料公開は、全庁的に調整を行う事が必要であり、現時点での実施は困難と考えます。

- ⑥ 2015年度「財政共同安定化事業」1円化にむけては、大阪府が一方的に算定方法を決め、大規模自治体のみが一人勝ちをし、その他の自治体が交付より拠出が大幅に上回るために保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう市町村として意見をだすこと。

【回答】

「共同安定化事業」の制度改正が実施されますと本村の場合、交付金より拠出金が上まわり大きな影響が予想されます。大阪府を通じて新たな財政措置を講ずるよう国に要望します。また、市町村の代表で組織されている財政運営ワーキングチームにおいて、本制度改正における対応が議論されていますので、今後も意見を十分述べるとともに動向を注視してまいります。

- ⑦ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

【回答】

療養給付費負担金等の減額調整については、市町村会を通じて要望を継続してまいります。

- ⑧ 無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。

【回答】

無料低額診療事業は大阪府所管の事業であるため、大阪府との調整が必要です。PR方法については検討します。

3. 健診について

- ① 特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

【回答】

特定健診については、国保加入者に対して無料で実施しています。また、一般会計の費用で、追加項目健診を実施し、従来の健診内容と同等の健診項目を無料で受診できるようにしています。特定健診以外では、平成24年度から20歳から40歳までの国保被保険者を対象に健康の保持増進と疾病の予防、早期発見を図るため「若年検診」を実施しています。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回答】

がん検診については、保健センター及び医療機関委託で実施しておりますが、一部医療機関では大腸がん検診・子宮がん検診を特定健診と同時受診できます。保健センターでの同時受診は特定健診の集団検診を行っていないため実施は困難と考えております。

- ③ 人間ドック助成を行うこと。

【回答】

人間ドッグについては、自己負担額の5割を助成していましたが、平成24年度より7割助成に拡大し実施しております。

- ④ 日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

【回答】

がん検診の日曜健診については、平成26年度においては胃がん検診年2回、乳がん検診年1回実施し、受診しやすい体制を作っています。特定健診・追加項目健診については、医療機関委託しているため土曜日や夕方の受診が可能になっています。

出張健診については、がん検診は委託費の1回あたりの稼働補償の問題もあり、

保健センターでの集中実施としています。

委託事業所への補助については、村と委託事業所との間で健診事業の委託契約を行っているので、その委託契約(契約金額)の中で検討すべきものと考えます。

介護保険について

- ① 第5期介護保険事業会計の見通しを明らかにするとともに、第6期介護保険料については、特に基準額以下の段階を国の段階よりも引き下げ×0.1や0.2などを作る。その場合、一般会計からの繰入を行い、保険料全体で調整しないこと。また本人課税の段階についてより多段階化をし、例えば所得200万円と400万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないように配慮すること。低所得者に対する独自の保険料減免制度を改善すること。

【回答】

第5期の介護保険事業会計見込みは、計画値よりも保険料・給付費ともに上回っているが、計画値の収支見込み額になるとの認識をしております。

介護保険制度は、国・府・村で負担する割合と被保険者の保険料で負担する割合が法令で定められており、一般会計からの繰入れができません。

第6期介護保険料では、介護保険法の改正により世帯非課税に新たに公費による軽減を行う仕組みが設けられました。

- ② 国庫負担割合の引上げを国に求めること

【回答】

国庫負担割合の引き上げは、町村長会等を通じて引き続き国へ要望してまいります。

- ③ 直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数及び実態を明らかにし、これらの利用者のサービスを第6期以降においても継続すること。要支援者の訪問介護・通所介護については、利用者のサービス選択権を保障し、希望するすべての利用者には既存のサービスを提供できるようにすること。「多様な主体による多様なサービス」について確保の見通しについて明らかにすること。「新しい総合事業」を実施する自治体の体制(担当課、担当職員数、委託先団体、連携先等)を明らかにすること

【回答】

平成26年5月末時点の要支援の訪問介護16人、通所介護12人です。

予防給付の訪問介護、通所介護は地域支援事業へ移行することになりますが、要支援のサービスが低下しないよう、厚生労働省によるガイドラインを基に検討してまいりたいと考えています。

「多様な主体による多様なサービス」の見通しと、「新しい総合事業」を実施する自治体の体制につきましては、必要とされる事業の量と内容及び自治体の体制

について検討を行っていきます。

- ④ 利用者負担割合を上げないこと。国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、補足給付の対象に資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。国が制度化するまでは市町村として独自減免を行うこと。

【回答】

一定の所得のある方については、介護保険サービスの利用料が1割から2割へ引き上げるよう制度が改正されました。具体的な基準については、国で検討中ですが、村としての独自減免は今のところ考えておりません。

補足給付における預貯金の把握方法については、国や大阪府の指示を仰ぎ公平性の確保を行っていきます。

- ⑤ 行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。

【回答】

施設系サービスの拡充については、南河内圏域で考えていく必要があると考えております。今後も高齢者ニーズの把握を行いながら高齢者が安心して生活できる体制構築に向けて計画的な整備に努めてまいります。

サービス付き高齢者住宅につきましては、引き続き動向を注視しながらサービスの提供状況や入居者の状態等の把握に向けて取り組んでまいります。

- ⑥ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

【回答】

本村においては、従来から要介護認定者それぞれの状況により判断しており、一律の判断で制限するようなことは行っておりません。

村内事業所と小規模自治体の特性を生かした細やかな連携を図ってまいります。

- ⑦ 第6期介護保険事業計画策定に当たっては「日常生活圏域部会」を設置し、中学校区ごとの調査を踏まえて日常圏域ごとの計画を策定すること。また、地域包括支援センターも日常生活圏域に1カ所設置すること。

【回答】

本村は、中学校区が1か所であり、日常生活圏域、地域包括支援センターとも1か所です。

5. 障害者の65歳問題について

- ① 介護保険第1号被保険者となった障害者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知(平成19年3月28日付)をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行なうこと。

【回答】

障がい者の方で、65歳以上の人は、介護保険制度が優先されますが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」に基づき、必要な障がい福祉サービスの支給に努めてまいります。

- ② 64歳までの障害者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。

【回答】

非課税世帯の利用者負担の無料化について、村独自の助成を行うことは今のところ考えておりません。

6. 生活保護について

- ① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。
- ② 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにする。こと。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。
- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。
- ④ 通院や就職活動などのための移送費(交通費)を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。
- ⑤ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保障すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。

- ⑥ 自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。
- ⑦ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。
- ⑧ 介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

【回答】

①～⑦の生活保護につきましては、大阪府富田林子ども家庭センターが実施機関ですが、村へ相談があった場合には、直ちに同センターへつなげるように連絡調整に努めております。

7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① こども医療費助成制度は、2013年4月段階で1) 全国1742自治体中984自治体(56.4%)が完全無料、2) 1349自治体(77.4%)が所得制限なし、3) 831自治体(47.7%)が通院中学校卒業まで、155自治体(8.9%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアーしている自治体は1つもなく、全国最低レベルである。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。

【回答】

こどもの医療費助成(乳幼児医療)制度については、平成25年4月より、入院・通院は中学校3年生までの対象に拡大し、所得制限なしの村単独助成を実施しています。また大阪府には現在の対象年齢を拡大するよう引き続き要望します。

- ② 妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

【回答】

妊婦健診の費用助成は、平成24年度より14回116,840円に拡充し、妊婦と胎児の健康管理の向上を図ること、また、受診者の経済的負担を軽減しています。

- ③ 就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみることに。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。昨年8月、今年4月の生活保護基準引下げがどのように影響したかについて具体的な数値で説明すること。また、影響が出

ないようにどのような対策をとったのか明らかにすること。

【回答】

適用条件につきましては、生活保護基準 1.25 倍で、所得でみています。

手続きは、学校、教育委員会事務局で通年行っております。

支給月につきましては、前年度所得確認後認定を行い、修学旅行等行事等況・経費等把握の上、振込みを行っているため、学期ごとの支給となっております。

昨年 8 月に実施された保護基準の見直しに影響が及ばさないよう、平成 12 年末日現在において適用されている保護基準を用いて測定しております。

- ④ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

【回答】

本村におきましては、賃貸物件は非常に稀であり、実現は困難だと考えております。

- ⑤ 独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

【回答】

村独自の現金支給制度を新たに実施することは、困難であると考えております。

- ⑥ 中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とすること。

【回答】

中学校給食については、平成 25 年 4 月から、センター方式・完全給食・全員喫食で実施しております。

- ⑦ ここ 10 年間の人口流入・流出についての動向とその原因分析、さらに少子化対策、現役世代の定着のためにどのような施策を展開しているのかについてお知らせいただきたい。

【回答】

ここ 10 年間の人口流入・流出についての動向としては、転出が転入を上回っており、特に、20 歳代から 30 歳代の世代での流出が顕著となっております。その主な原因としては、就職・結婚等によるものと考えられます。

現在、住みたい村プロジェクトチームを設置し、少子化対策・現役世代の定着のための事業に取り組んでいく予定です。